

**(仮称) 第2期豊中市健康づくり計画・第4期豊中市食育推進計画策定支援業務  
優先交渉権者選定にかかる企画提案募集実施要領**

**1. 実施目的**

本業務は、社会環境の変化、食をめぐる現状や諸課題を念頭に、市民一人ひとりが自身の健康をまもり、生涯を通してこころ豊かに日常生活を送ることのできる社会の実現ならびに健全な食生活を実践できる人間の育成をめざすものである。そのため、生涯を通じライフステージに応じたこころと体の健康づくりを支える食育の推進に取り組み、過去の事業の分析と現在の地域における課題の抽出を行ったうえで、今後の取り組みにおける新たな方針と施策を（仮称）第2期豊中市健康づくり計画・第4期豊中市食育推進計画（以下「次期計画」という）として策定するものである。

本事業を効率的かつ効果的に実施することを目的として、本事業の業務を委託することとし優先交渉権者の選定にあたり、下記のとおり企画提案募集を実施する。

**2. 委託業務概要**

- (1) 業務名 : (仮称) 第2期豊中市健康づくり計画・第4期豊中市食育推進計画策定支援業務
- (2) 業務内容 : 業務委託仕様書のとおり
- (3) 業務期間 : 契約締結日から令和6年(2024年)3月31日まで
- (4) 業務委託料 : 5,214,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限金額とする。
- (5) 担当部局 : 健康医療部健康政策課

**3. 参加資格**

本案件に参加できる者は、次期計画策定支援業務企画提案書類（以下「企画提案書等」という。）の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。なお、本プロポーザルについては共同企業体（JV）による参加は認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 令和3年度・令和4年度豊中市指名競争入札参加資格を有すること。
- (4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 市町村税（本店所在地及び支店、営業所等が豊中市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 大阪府内に本社、支社、営業所のいずれかを有する業者であること。
- (7) 中核市規模以上の他自治体において、健康づくり計画または食育推進計画の策定に関わる業務を受託し、完了した実績を有すること。
- (8) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社

の整理の開始を命ぜられていない者であること。

- (9) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (10) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (12) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び構成員でないこと。

#### 4. 募集日程

項 目	期 限
募集要項等の公表	令和4年（2022年）11月2日（水）市ホームページに掲載
現場説明会	令和4年（2022年）11月9日（水）午後2時00分～午後3時00分 場所： 中部保健センター 多目的室1、2（事前申込は不要） ※説明会の出席は本企画提案にあたっての参加条件ではない。
質問の受付 （電子メール）	令和4年（2022年）11月17日（木）午後5時まで ※本要領の内容に不明な点がある場合は、事務局まで質問書（様式5）を電子メールにて提出する。
質問への回答	質問に対する回答は令和4年（2022年）11月22日（火）に市ホームページで公表する。
企画提案書等の提出 参加申込書提出締切日	令和4年（2022年）11月29日（火）午後5時まで（必着） ※提出書類の分割提出は認めない。また、提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。
第1次審査 （書類審査）	令和4年（2022年）12月6日（火）予定 ※応募事業者が5社以上あった場合のみ実施する。
第2次審査 （プレゼンテーションに	令和4年（2022年）12月16日（金）午前9時00分～午後12時00分まで 場所： 豊中市役所 第2庁舎3階 大会議室

よる審査)	※日程・時間は、応募書類受付確認後、または、第1次審査終了後通知する。 ※新型コロナウイルス感染症拡大状況により、オンライン開催する可能性がある。
審査結果の通知	令和4年（2022年）12月23日（金）発送予定
委託契約の締結予定日	令和5年（2023年）1月中

## 5. 参加申し込み手続き

本案件の提案を行おうとするもの（以下「提案者」という。）は、次のとおり本案件に関する企画提案書等を提出すること。※「6. 企画提案書等記入要領」を参照

- (1) 提出期限：令和4年（2022年）11月29日（火）午後5時まで（郵送の場合も必着）
- (2) 提出方法：①事務局あてに持参（土日及び時間外は受け付けない。）又は送付（郵送、宅配便等）による。持参により提出する以外の場合にあっては、事務局に対し、企画提案書等の到達について確認すること。紙媒体2部及びCD-R若しくはメールにて提出すること。
  - ②指定された様式等により必要部数を提出すること。
  - ③企画提案書等の分割提出は認めない。また、企画提案書等の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。
  - ④企画提案書等はいかなる場合でも返却しない。
  - ⑤企画提案書等に不備等が発見された場合は補正を求めることがある。
  - ⑥提出期限後の差し替えは認めない（豊中市が補正等を求める場合を除く）。
  - ⑦企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書等：
  - ①提出する書類の規格はA4版片とじ・横書き・両面とする。企画提案書のみA3判も可とするが、A3判を用いる場合は1枚をA4判2枚分として計算する。
  - ②文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とする。
  - ③全体にページを付け、目次を付ける。
  - ④紙媒体の提出部数は正副併せて2部とし、項目ごとのインデックスを付け、全体をバインダー等で綴ること。また電子データとしてCD-Rもしくはメールにて同様のものを提出すること。ファイルサイズが10MBを超える場合はオンラインストレージを使用すること。ただし、オンラインストレージの種類によっては使えない場合があるため、できる限りCD-Rで提出すること。

### (4) 参考資料

- ・豊中市健康づくり計画（平成25年度から令和5年度）
- ・豊中市健康づくり計画中間見直し（平成30年3月）
- ・第3期豊中市食育推進計画（平成30年度から令和5年度）
- ・健康日本21（第二次）
- ・第4次食育推進基本計画
- ・第3次大阪府健康増進計画

・第3次大阪府食育推進計画

(5) 提出先：豊中市 健康医療部 健康政策課

〒561-0881 豊中市中桜塚4-11-1(豊中市保健所2階)

電話 06-6858-2879 (直通) FAX 06-6152-7328

E-mail kenkousenryaku@city.toyonaka.osaka.jp

## 6. 企画提案書等記入要領

項目	内容
参加申込書 (様式1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正本1部のみ提案者の企業代表者印（豊中市へ業者登録を行っている印鑑。以下同じ）を押印し、残りの副本1部は複写可とする。</li> </ul>
業務経歴書 (様式2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体から受託した業務のうち完了したものについて記入すること。</li> <li>・なお、健康づくり計画または食育推進計画の策定にかかる業務を中心に記載すること。</li> <li>・業務場所は、都道府県名及び市町村名を記入すること。</li> <li>・業務期間は、委託契約締結日から業務完了日までの期間とする。</li> </ul>
業務実施体制調書 (様式3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の実施の取組み体制及び特徴を記入すること。</li> <li>・役割の欄には本委託業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。</li> <li>・主な勤務場所は都道府県を記入すること。</li> <li>・業務実施組織図は企画提案書等提出時の組織図を記入すること。また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を記入すること。</li> <li>・統括責任者・担当者・補助担当者の計3人の実施体制が望ましい。</li> </ul>
統括責任者及び担当者の業務実績調書 (様式4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門分野は、本業務に関して担当・研究する活動分野を記入すること。</li> <li>・参画した主要業務の概要と担当した分野は、担当した他自治体において健康づくり計画または食育推進計画の策定にかかる業務を中心に記載すること。</li> </ul>
企画提案書 (A4判様式任意表紙含めて10枚以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案は1社1案とする。</li> <li>・企画提案の表紙には提案事業タイトルと提案者名を記入するものとする。 (記入例) 「第2期豊中市健康づくり計画・第4期豊中市食育推進計画策定支援業務」提案書 ○○(法人名等)</li> <li>・本様式に限りA3判も可とするが、A3判を用いる場合は1枚をA4判2枚として計算する。</li> <li>・豊中市で策定している関係計画等を参考に豊中市の現状把握に努めること（市ホームページに掲載）。</li> </ul> <p>次のとおり企画提案を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①健康増進ならびに食育推進に関する情報収集について 国や府、他市の健康増進ならびに食育推進に関する方針や推進事業の動向把握と課題についての情報収集と課題整理の方針。</li> <li>②現計画の評価・分析及び次期計画における施策と目標について 令和4年度実施の「食と健康に関するアンケート調査」（以下「市民アンケート」という）の分析結果から、豊中市における課題の整理、評価、課題に対す</li> </ol>

	<p>る解決策の提案。</p> <p>③庁内関係各課、関係団体（保健医療審議会、食育推進部会を含む）等と課題共有の実施方法について 課題ごとの検討を効果的・効率的に進めるための意見交換会等の運営手法、計画の進行管理に関する事例の収集並びに提案</p> <p>④業務フロー（計画策定に向けたプロセス）</p> <p>⑤主な作業項目と業務遂行スケジュール</p> <p>⑥計画書の構成（簡素化等わかりやすい計画となるような工夫など含む）</p>
見積書 (A 4判様式任意)	<p>※見積書には必ず人件費、間接経費など見積金額の積算根拠を明示した内訳明細を記載又は添付すること。</p> <p>※見積書の宛先に「豊中市長」を、件名に「第2期豊中市健康づくり計画・第4期豊中市食育推進計画策定支援業務企画提案書類」と明記すること。</p> <p>※見積書については正本1部のみ豊中市への契約権限受任者印を押印し、残りの副本1部は複写可とする。</p>
実績がわかる調査報告	複数ある場合も代表的なもの2部
公募開始日から過去3年以内の処分歴等の有無（様式6）	該当する項目にチェックを入れて提出すること。

## 7. 審査方法

豊中市職員で構成する選定委員会による審査を行う。応募事業者が5社以上あった場合のみ、事前に第1次審査（書類審査）を行い、審査の対象事業者を4社に絞る。提案書及び提案書に基づく第2次審査（プレゼンテーション）を行い、総合的に最も優れた内容の提案を行った提案者を委員による合議で決定し、優先交渉権者とする。ただし全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者とししない。また、優先交渉権者と契約に至らなかった場合は次点の提案者を優先交渉権者とする可能性がある。

<第2次審査（プレゼンテーション）の日程等>

① 日 時：令和4年（2022年）12月16日（金）を予定

※ 日程、時間、場所等の詳細は、提案者全てに別途連絡する。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大状況によりオンライン開催する可能性がある。

② 発表時間等：25分程度

※1 提案者につき、提出された企画提案書に対する20分以内のプレゼンテーションのあと、選定委員会から事業者に対し、質疑・応答することとする。

③ 資 料：別途資料及び機材持込み可とする。

④ プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる担当者とする。

⑤ そ の 他：当日の出席者は1提案者あたり3名以内（プレゼンテーションを行う者を含む）とし、すべて提案者の雇用する従業員とする。

(1) 審査項目

項目	配点
1. 業務経歴・担当者実績【様式2、4】	10点
2. 業務実施体制【様式3】 ・業務実施体制 ・業務スケジュールの妥当性	10点
3. 本市における重点事業と課題の把握 ・次期計画に取り組むべき重点事項と課題についての整理 ・庁内関係各課、関係団体等と課題共有、進行管理に関する提案	40点
4. 適切な情報収集 ・情報収集（豊中市・国・府及び他市）	15点
5. 計画策定業務の実施及び実現性 ・業務遂行における知識や手法 ・計画書の構成	15点
6. 見積金額	10点
7. 処分歴等	内容に応じて減点
合計	100点

(2) 結果通知

第2次審査の結果は、全ての提案者に対して、令和4年（2022年）12月23日（金）以降に文書で通知する。なお、豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。審査結果については全ての提案者に通知の後市のホームページ等において公表する。

## 8. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・本案件期間中に、「3. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・提案上限額を超える提案を行ったとき
- ・企画提案書等において虚偽の内容を記載したとき
- ・提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- ・第2次審査に欠席したとき
- ・一団体に複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めたとき

## 9. 契約

- ①優先交渉権者となった者には、令和5年（2023年）1月中の契約締結を目途に、豊中市と契約手続きを行う。
- ②契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、豊中市と詳細を協議する。この際、改めて豊中市から提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
- ③本業務の受託者は、豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則13号）に基づき、契約保証金の100分の5に相当する額以上の額を納付しなければならない。ただし、同規則に掲げる有価証券のほか、市が確実と認める金融機関の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証契約の締結を行った場合又は同規則第110条第1項第3号に基づき契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金を免除する。

## 10. 留意事項

- ① 企画提案書等作成、提出及びプレゼンテーション参加のための必要経費は提案者の負担とする。
- ② 選定委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ③ 提出された書類は返却しない。
- ④ 企画提案書等の提出後に本案件への参加を取り下げの場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、文書で豊中市長に通知すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。

## 11. その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

## 12. 事務局（問合せ先）：豊中市 健康医療部 健康政策課

〒561-0881 豊中市中桜塚4-11-1（豊中市保健所2階）

電話：06-6858-2879（直通） F A X：06-6152-7328

E-mail：kenkousenryaku@city.toyonaka.osaka.jp